



年末火災予防強調期間

12月20日～31日

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

【問合先】消防署消防係 ☎ ②3499

年末の忙しさに追われ、火の取り扱いがおろそかになっていませんか？毎年この時期は「ついうっかり」による火災が各地で発生しています。

悲惨な火災を出さないために、消防署では「年末火災予防強調期間」として、家庭や飲食店などに防火を呼び掛けます。

新しい年を穏やかに迎えるためにも、火の取り扱いには十分注意しましょう。

よく確かめて！

「ついうっかり」による火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ストーブの周りに燃えやすいものはありますか？
- 台所を離れるとき、ガスコンロの火は消しましたか？
- たばこの投げ捨てや寝たばこはしていませんか？

隠れたコンセントにご用心

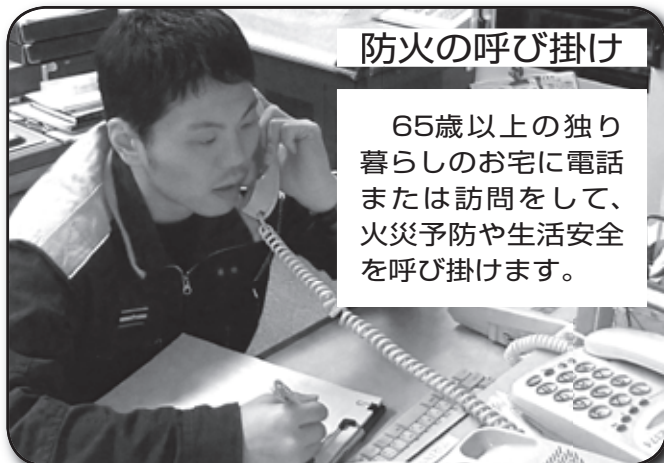
ほこりがたまったコンセントは、湿気によりショートして火災が発生することがあります。冷蔵庫やテレビなど、隠れたコンセントは見落としがちですので、年に1回は点検・清掃をしましょう。



期間中の主な運動

防火の呼び掛け

65歳以上の独り暮らしのお宅に電話または訪問をして、火災予防や生活安全を呼び掛けます。



広報

12月20日(木)午前9時から、広報車による巡回広報を実施します。

また、午前8時と午後5時の2回、愛の鐘放送設備による広報を行います。



年末火災予防強調期間

消防団による夜間警戒

弥生・幾春別地区で、消防団による夜間警戒を行います。

消防車で地区を巡回し、警戒中は赤色回転灯を点灯し、警鐘を鳴らして走行します。



特別巡回指導

年末で特に多忙になる飲食店を巡回し、火気の取り扱い不注意や不始末による火災が発生しないよう、火気設備の点検や後始末について指導を行います。

また、万が一火災が発生した際に、いち早く消火と避難ができるように注意や指導を行います。



住宅用火災警報器を設置しましょう！

三笠市では、平成23年6月1日より住宅用火災警報器の設置を義務付けています。火災をいち早く発見し逃げ遅れによる犠牲者を防ぐためにも、まだ設置していない家庭は早急に設置しましょう。

●対象となる住宅

戸建住宅、共同住宅(マンション・アパートなど)、店舗併用住宅などの中にあるすべての住宅部分が対象となります。

●設置する場所

普段、就寝(寝室)に使用している部屋に設置します。

台所は義務設置ではありませんが、コンロ火災を防ぐためできるだけ設置しましょう。設置場所や取り付け方法については、消防署消防係に問い合わせてください。

なお、住宅用火災警報器を購入・設置した方は消防署までご連絡ください。

●住宅用火災警報器の種類

住宅用火災警報器には、煙を感知する煙式と熱を感知する熱式の2種類がありますが、消防法で設置が義務付けられているのは煙式のもので、また、電源については電池式または家庭用電源式があり、電池の寿命は約1年から10年で製品によって異なるので確認しましょう。価格は電池の寿命や機能などにより異なりますが、1個数千円から1万円程度です。



熱式



煙式